

議案第56号

みよし市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、新たな奨励制度を設けるため必要があるからである。

みよし市企業立地促進条例の一部を改正する条例

みよし市企業立地促進条例（令和元年みよし市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 新規雇用従業員 事業者が工場等の新設等に伴い新たに期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する通常の労働者の1週間の所定労働時間の規則で定める基準に満たない労働者を除く。次号において同じ。）のうち、市内に住所を有し、操業開始日から操業開始後2年に当たる日まで（ただし、第13条第1項の規定による交付の申請をした日までに限る。次号において同じ。）の間の連続する1年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用した者をいう。

(11) 新規転入従業員 事業者が期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員のうち、工場等の新設等に伴い他の工場等から転勤させ、かつ、新たに市内に住所を有することとなった者であって、操業開始日から操業開始後2年に当たる日までの間の連続する1年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用したものをいう。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 工場等立地促進特別奨励金

第3条第2項に次の1号を加える。

(4) 雇用促進奨励金

第4条第2項中「及び第9条第2項」を「、第9条第2項及び第10条第2項」に改める。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第1項第1号中「又は第6条第1項」を「、第6条第1項又は第7条第1項」に改め、同項第2号中「第10条第4項」を「第12条第4項」に改め、同項第5号中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第13条第2項」に、「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第4号中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第10条とする。

第10条の次に次の1号を加える。

（雇用促進奨励金）

第11条 雇用促進奨励金は、工場等の新設等に伴い、当該工場等において新規雇用従業員又は新規転入従業員を雇用し、その数の合計が20人（中小企業者等である場合

にあつては1人)以上である場合に交付する。

2 雇用促進奨励金の額は、新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計に30万円を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項第5号中「前条第1項第3号から第6号まで」を「第4条第1項第3号から第6号まで」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(工場等立地促進特別奨励金)

第5条 工場等立地促進特別奨励金は、工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。

(1) 次のいずれかの事業の用に供する工場等を新設等する事業者であること。

ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業

イ 流通業務に係る事業(20年以上市内に立地している工場等を有する事業者に限る。)

ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業

エ 開発研究等を行う事業

オ その他市長が適当と認める事業

(2) 投下固定資産総額が15億円以上であること。

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第9項から第13項までに規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又はみよし市まちづくり土地利用条例(平成15年三好町条例第31号)に基づき策定されたまちづくり基本計画における工業系用地の開発誘導ゾーンに位置している土地であること。ただし、20年以上市内に立地している工場等を有する事業者が工場等を増設する場合は、この限りでない。

(4) 前条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当すること。

2 工場等立地促進特別奨励金の額は、新設等に係る工場等の土地(新設等に係る工場等の操業を開始した日前5年以内を取得した土地に限る。)、家屋及び償却資産の固定資産税評価額に、100分の10(工場等を新設することに伴い本社を市外から市内に移転する場合(当該移転の日から5年以内に工場等を新設し、及び操業を開始する場合を含む。))にあつては、100分の12)を乗じて得た額とし、6億円を限度とする。

3 工場等立地促進特別奨励金は、前項の規定に基づき算定した額を規則で定めるところにより交付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市企業立地促進条例の一部改正新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 新規雇用従業員</u> 事業者が工場等の新設等に伴い新たに期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する通常の労働者の1週間の所定労働時間の規則で定める基準に満たない労働者を除く。次号において同じ。)のうち、市内に住所を有し、操業開始日から操業開始後2年に当たる日まで(ただし、第13条第1項の規定による交付の申請をした日までに限る。次号において同じ。)の間の連続する1年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用した者をいう。</p> <p><u>(11) 新規転入従業員</u> 事業者が期間の定めのない労働契約を締結して雇用する従業員のうち、工場等の新設等に伴い他の工場等から転勤させ、かつ、新たに市内に住所を有することとなった者であって、操業開始日から操業開始後2年に当たる日までの間の連続する1年間継続して当該工場等の新設等に係る工場等において雇用したものをいう。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、予算の範囲内で、事業者に対し、次に掲げる奨励金のいずれかを1回に限り交付することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 工場等立地促進特別奨励金</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる奨励金のいずれかの交付を受ける事業者に対し、次に掲げる奨励金を1回に限り交付することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 雇用促進奨励金</u></p> <p>3 略</p> <p>(工場等立地促進奨励金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税(当該工場等に対して課する固定資産税に限る。以下同じ。)及び都市計画税(当該工場等に対して課する都市計画税に限る。以下同じ。)に相当する額に100分の50を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。次条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、<u>第9条第2項及び第10条第2項</u>において同じ。)とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(工場等立地促進特別奨励金)</u></p> <p>第5条 <u>工場等立地促進特別奨励金は、工場等の新設等を行う事業者であって、次の各号に定める要件をいずれも満</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(工場等立地促進奨励金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税(当該工場等に対して課する固定資産税に限る。以下同じ。)及び都市計画税(当該工場等に対して課する都市計画税に限る。以下同じ。)に相当する額に100分の50を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。次条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項<u>及び第9条第2項</u>において同じ。)とする。</p> <p>3 略</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>たすものに交付する。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかの事業の用に供する工場等を新設等する事業者であること。</u></p> <p>ア <u>製品の製造、加工又は修理に係る事業</u></p> <p>イ <u>流通業務に係る事業（20年以上市内に立地している工場等を有する事業者に限る。）</u></p> <p>ウ <u>情報の処理、提供等のサービスを行う事業</u></p> <p>エ <u>開発研究等を行う事業</u></p> <p>オ <u>その他市長が適当と認める事業</u></p> <p><u>(2) 投下固定資産総額が15億円以上であること。</u></p> <p><u>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第11項から第13項までに規定する準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又はみよし市まちづくり土地利用条例（平成15年三好町条例第31号）に基づき策定されたまちづくり基本計画における工業系用地の開発誘導ゾーンに位置している土地であること。ただし、20年以上市内に立地している工場等を有する事業者が工場等を増設する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 前条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>2 工場等立地促進特別奨励金の額は、新設等に係る工場等の土地（新設等に係る工場等の操業を開始した日前5年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産の固定資産税評価額に、100分の10（工場等を新設することに伴い本社を市外から市内に移転する場合（当該移転の日から5年以内に工場等を新設し、及び操業を開始する場合を含む。）にあつては、100分の12）を乗じて得た額とし、6億円を限度とする。</u></p> <p><u>3 工場等立地促進特別奨励金は、前項の規定に基づき算定した額を規則で定めるところにより交付するものとする。</u></p> <p>（高度先端産業立地奨励金）</p> <p><u>第6条</u> 高度先端産業立地奨励金は、高度先端産業の用に供する工場等の新設等を行う事業者であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たすものに交付する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第4条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当すること。</u></p> <p>2以下 略</p> <p>（新規成長産業立地奨励金）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（地盤改良奨励金）</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>（雨水活用施設奨励金）</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>（新エネルギー設備設置奨励金）</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p><u>（雇用促進奨励金）</u></p> | <p>現行</p> <p>（高度先端産業立地奨励金）</p> <p><u>第5条</u> 同左</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当すること。</u></p> <p>2以下 略</p> <p>（新規成長産業立地奨励金）</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>（地盤改良奨励金）</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>（雨水活用施設奨励金）</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>（新エネルギー設備設置奨励金）</p> <p><u>第9条</u> 略</p> |

みよし市企業立地促進条例の一部改正新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>第11条</u> 雇用促進奨励金は、工場等の新設等に伴い、当該工場等において新規雇用従業員又は新規転入従業員を雇用し、その数の合計が20人（中小企業者等である場合にあっては1人）以上である場合に交付する。</p> <p><u>2</u> 雇用促進奨励金の額は、新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計に30万円を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。</p> <p>（認定の申請及び決定）</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>（交付の申請及び決定）</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>（届出）</p> <p><u>第14条</u> 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第12条第1項</u>に規定する認定申請書の内容に変更があったとき。</p> <p>（地位の承継）</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>（認定の取消し）</p> <p><u>第16条</u> 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、みよし市工場等立地審査会の審査を経て、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第4条第1項、第5条第1項、<u>第6条第1項</u>又は<u>第7条第1項</u>に規定する要件を欠くこととなったとき。</p> <p>(2) <u>第12条第4項</u>の条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 偽りその他不正の手段により<u>第12条第1項</u>の認定を受けたと認められるとき。</p> <p>(6)以下 略</p> <p><u>2</u> 市長は、認定事業者が<u>第13条第2項</u>の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以後に、前項の規定により<u>第12条第1項</u>の認定を取り消されたときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、当該認定事業者は、規則で定めるところにより、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。</p> <p>（報告及び立入調査）</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>（認定事業者の役割）</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第19条</u> 略</p> | <p>（認定の申請及び決定）</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>（交付の申請及び決定）</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>（届出）</p> <p><u>第12条</u> 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>第10条第1項</u>に規定する認定申請書の内容に変更があったとき。</p> <p>（地位の承継）</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>（認定の取消し）</p> <p><u>第14条</u> 同左</p> <p>(1) 第4条第1項、第5条第1項<u>又は第6条第1項</u>に規定する要件を欠くこととなったとき。</p> <p>(2) <u>第10条第4項</u>の条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 偽りその他不正の手段により<u>第10条第1項</u>の認定を受けたと認められるとき。</p> <p>(6)以下 略</p> <p><u>2</u> 市長は、認定事業者が<u>第11条第2項</u>の規定により奨励金の交付の決定を受けた日以後に、前項の規定により<u>第10条第1項</u>の認定を取り消されたときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、当該認定事業者は、規則で定めるところにより、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。</p> <p>（報告及び立入調査）</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>（認定事業者の役割）</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>（委任）</p> <p><u>第17条</u> 略</p> |